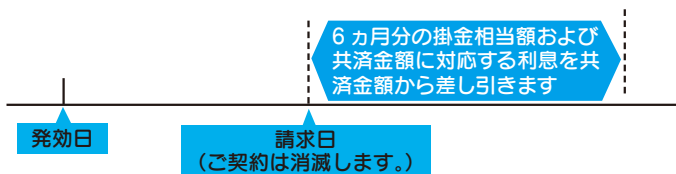


お支払いの限度	死亡共済金、重度障害共済金およびリビングニーズ共済金は、二重にお支払いしません。 ※リビングニーズ共済金をお支払いする前に被共済者が亡くなったときや、リビングニーズ共済金をお支払いする前に死亡共済金または重度障害共済金の請求を受けたときは、リビングニーズ共済金をお支払いしません。
受取人	契約者
契約の終了	リビングニーズ共済金の請求日 ※請求日とは、必要な書類（共済金請求書、リビングニーズ共済金用診断書等）すべてがコープ共済連に到着した日

※リビングニーズ共済金は、リビングニーズ共済金の請求日における死亡共済金額をもとに算出し、お支払いします。



【例 1】 発効時年齢 20 歳男性 60 歳払込満了の月払契約「終身生命」1,000 万円コースの方が、55 歳でリビングニーズ共済金を請求した場合
・・・リビングニーズ共済金額 = 9,835,570 円

【例 2】 発効時年齢 20 歳女性 70 歳払込満了の月払契約「終身生命」500 万円コースの方が、60 歳でリビングニーズ共済金を請求した場合
・・・リビングニーズ共済金額 = 4,927,648 円

共済金をお支払いしない場合について

1. 共済金をお支払いしない場合（免責事由）

次の共済事由について、各欄に×印がある場合、共済金をお支払いしません（免責事由）。

		共済事由		
		死 亡	重 度 障 が い	リ ビ ン グ ニ ー ズ
共済金をお支払いしない場合				
1. 右記共済契約関係者の故意による とき	契約者	×	×	×
	被共済者	×	×	×
	受取人* ¹	×		
2. 上記1.のうち被共済者の自殺 または自殺行為による重度障がい	2年以内* ²	×	×	×
	2年超過* ²			×
3. 被共済者の犯罪行為		×	×	×
4. リビングニース共済金をお支払いする前に 被共済者が亡くなったとき				×
5. リビングニース共済金の請求前に、すでに 死亡共済金または重度障害共済金をお支払いし ていたとき				×
6. リビングニース共済金をお支払いする前 に、死亡共済金または重度障害共済金の請求を 受けたとき				×

* 1 受取人が複数の場合には、その残額を故意に該当しない他の受取人にお支払いします。

* 2 新規契約の場合は、申込日からの経過年数となります。移行契約の場合は、移行前契約の申込日からの経過年数となります。

2. 免責事由以外で共済金をお支払いしない主な事例

「共済金をお支払いしない場合（免責事由）」以外に次のような場合は、共済金をお支払いしません。

① 死亡・重度障害共済金、リビングニース共済金の「お支払いする場合」（P.23～）に該当しない場合

※例えば、重度障害共済金については、**別表1**（P.57）に定める重度障がいに該当しない場合には共済金をお支払いしません。

② 告知義務違反により契約が解除となった場合

※申込時に、契約者または被共済者が告知事項に事実と異なる回